

## 学会賞・奨励賞選考委員会の構成に関する細則

1. 学会賞・奨励賞に関する規程 6 により、選考委員会の構成について定める。
2. 選考委員会は、理事会の運営に関する規程 7 の特別委員会とし、理事会で決定する。
3. 選考委員会の構成員は 5 名以内とする。
4. この細則は、常務理事会の決議により改正することができる。

付則 この細則は、平成20年3月16日より適用する。

この細則は、令和6（2024）年8月31日より適用する。